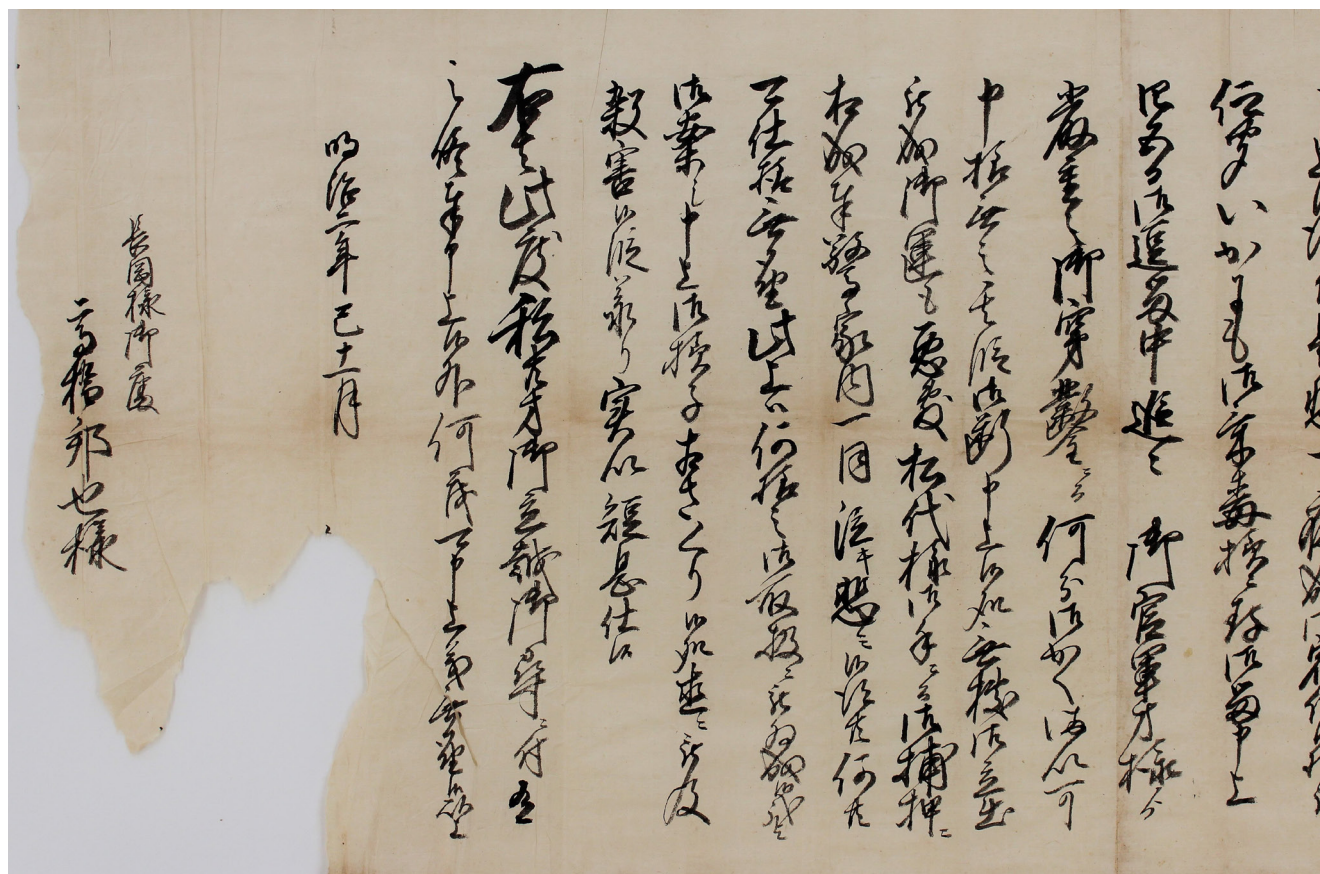


福島県史料情報

第55号 令和元年(2019)10月



明治2年(1869)11月 口上覚(長岡様御藩高橋甫閑様顚末)(部分、酒井一家文書 500)

庶民が語った長岡藩士の死と戊辰戦争の実情

会津郡大新田村(現南会津町)名主文書に、戊辰戦争での長岡藩士高橋甫閑の死の顚末を記した「口上覚」(酒井一家文書五〇〇)がある。史料の欠損により差出人は不明だが、宛所は甫閑の息子高橋邦也であり、父の最期を尋ね回る邦也と出会った縁で、明治二年(一八六九)十一月に認められた。

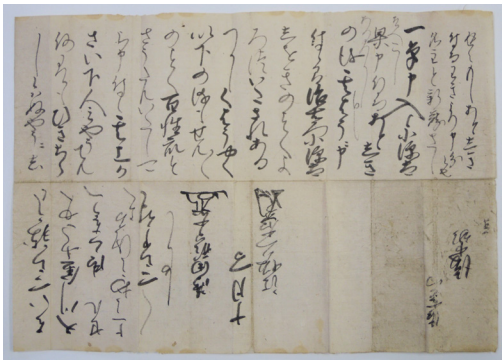
高橋甫閑は、表坊主(二十五石取り)として給仕・茶事や雑役に従事したが、坊主や画師等の文人藩士も、長岡落城後に八十里越を経て会津領で抗戦した。本書によれば、明治元年十月初旬に甫閑が差出人宅を訪れている。彼は、会津藩降伏時、長岡藩主牧野忠訓の会津立ち退きに伴う撤退処理中であつたが、はぐれてしまい、新政府軍の進駐と通行規制で身動きも身を隠すこともできずにいた。甫閑が匿つてほしいと頼むも差出人は断り、なおも懇願するの取締りは厳しさを増し、もう匿えないと断つた。やむを得ず出立する甫閑であつたが、運悪く新政府軍の松代藩兵に見つかり捕縛される。差出人の家族一同驚き、泣き、悲しむもなすすべなく、甫閑の身を案じた差出人は人づてに様子を探るが、甫閑は直ちに殺害されたと聞き、嘆息するのみであつた。

差出人名・奥書をちぎり関係者を隠した点や、浄書された文字、丁寧な敬語表現と闕字、やや厚手で良質な料紙、記述内容、混乱が長引いた奥会津の状況を踏まえると、本書は極めて原本に近く、甫閑を匿つたのは、本書が伝存した酒井家周辺人物であろう。長岡藩降伏(九月下旬)後の悲話、捕虜の悲惨な扱い、庶民と戦争の接点等、戊辰戦争の多様な側面を浮き彫りにする上、政争への複雑な感情を抱き、自らが関わった人物の死について告白と秘匿に揺れた庶民の心情が伝わってくる。(小野孝太郎)

塙地代官秦治右衛門尉 後家の在地支配

寛永四年(一六二七)二月十日、白河藩の創設に伴い、棚倉藩主丹羽長重は白河藩へ転封となった。代わって譜代大名の内藤信昭が、五万石で棚倉藩へ入部した。初期藩政期である元和八年(一六二二)頃から寛永三年にかけて南郷(東白川郡棚倉町・塙町・矢祭町)の一円支配を任されていたのは、塙に住んでいた地代官の秦治右衛門尉であった。

左の文書は、信昭の有力家臣である江坂久右衛門吉次と塙田形部右衛門が連署して秦治右衛門尉の後家に出した折紙の書状で、女性宛の手紙なので平仮名で書かれている。塙田と江坂の名乗りは略記されている。



(年未詳) 10月1日付江坂吉次・塙田形部右衛門連署書状(秦太郎家文書 375)

兩人とも寛永四年から同十二年までの下渋井村(塙町塙)や宝坂村(矢祭町宝坂)など南郷の中道に属する村の年貢割付状に印判を据えており、この文書は寛永年間前期頃のものとして推定される。この書状の内容はおおよそ次の通りである。

秦治右衛門尉の甥である小源太が成敗されたため、その跡職を治右衛門尉の後家であるそなたに申し付ける。治右衛門尉や小源太がしてきた通りに地代官を務めなさい。公方役以下のことについては、以前のように百姓衆たちと相談した上で申し付けなさい。さらに家財・下人・名田などについても、現状を損なわないように差配しなさい。また、川金札役銭は、幕府へ納めるものなので厳しく申し付けなさい。なお、もし跡職について他から口出しをする者がいたならば、名主や新蔵と共にその者を連れて来なさい。

この文書や関連文書によると、治右衛門尉の他界後に甥の小源太がその跡職を継承し、小源太亡き後は棚倉藩の意向で治右衛門尉後家が小源太の家屋敷へ移り、その跡職を掌握することになったのである。

この書状は、後家の支配権を考える上で大変興味深いものであると同時に、近世初期の在地ではまだ中世的な要素が色濃く残っていたことを我々に示している。(渡邊 智裕)

酒づくりの「秘法」

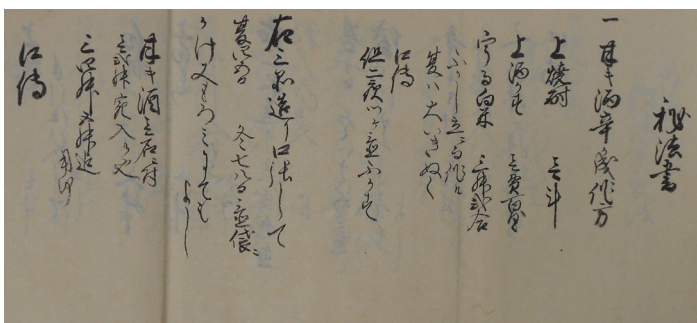
いまや全国一の酒処となった福島県であるが、酒づくりの歴史は古く、江戸時代の村々の古文書にはいくつもの関係史料が残されている。

たとえば、伊達郡町飯坂村(現在の川俣町)の「渡辺弥平治家文書(その一)」である。同村では富裕農民十一軒のうち八軒が酒造株を所持していたといい、渡辺家でも寛延期(一七四八―五二)頃より酒づくりを行なっていたようだ(『川俣町史』通史編参照)。

渡辺家が酒づくりに力を入れていたのは、史料の残り具合からみて、十九世紀前半の文化・文政期から天保期にかけてと思われる、酒造技術に関する指南書が多く残されている。

たとえば、「松尾大明神酒手入直シ方秘法書」(同五四九)は、酒造関係者の信仰が篤い京都の松尾大社ゆかりの「秘法」が記されているという触れ込みで、酒の味を調整したり、長持ちさせる方法が記されている。現代のような保存設備のない江戸時代においては、良い酒を仕込むことと同様に、出来あがった酒を「手入」することも重要だったのである。

ただ、その方法は指南書によって違いがあった。一例として、甘口の



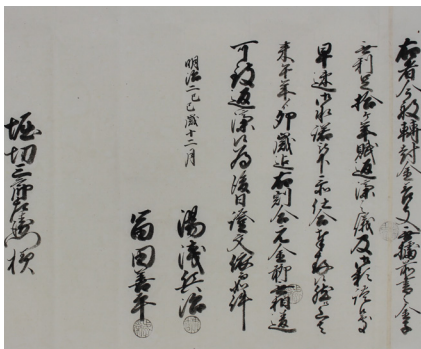
松尾大明神酒手入直シ方秘法書(渡辺弥平治家文書(その1) 549)

酒を辛くする方法をあげれば、町飯坂村では前出の秘法書に基づき、焼酎と酒粕に蒸かしたうるち米を混ぜて密封し、夏は四―五日、冬は七―八日ほど寝かしてから酒に混ぜたが、遠く越前国(現在の福井県)では「昌随和尚伝酒醬方」という書に従い、鮑の貝殻の粉末や生薬などを混ぜている(丸山美季「史料紹介」酒の直し方伝授書」『学習院大学史料館紀要』第十一号参照)。

こうした方法の違いが、それぞれの風土と結びつくことによって、やがてその土地ならではの味わいを醸し出していくのである。(山田 英明)

板倉家の国替と 重原藩成立を支えた人々

明治二年(一八六九)正月、前月に家督を継いだ板倉勝達は、信夫郡等の領地を返上して大沼郡に代地を下賜され、同年六月に三河国碧海・加茂・設楽郡等に再び国替となる。これにより約一七〇年に亘り板倉家が治めた福島藩は廃藩となり、三河国に重原藩(約二万八千石)が成立した。今年は立藩一五〇年の節目の年である。板倉家が、幕末・戊辰期の疲弊を乗り越え、二度の国替と立藩を成し遂げた背景には、福島領内の富商・豪農らの存在が大きい。



明治2年(1869)12月
借用申金子証文之事(轉封金差支)
(部分、堀切真一郎家文書 691)

明治二年十二月「借用申金子証文之事」(堀切真一郎家文書六九一)は、重原藩代官の富田善平・湯浅兵治から上飯坂村(現福島市)・富商・豪農の堀切三郎左衛門に宛てた借用

証書である。奥書で郡代の名倉治部助・市川喜又(のち権大参事)・浅井清が保証しており、献納には従来通り郡代等が携わっている。そして、「轉封金差支」と明記しているように、国替で逼迫した藩財政が借用の理由で、金額は金六七〇両である。この借用は、過去の堀切家からの献納金の未返済分(利息含む)を整理したもので、翌年から無利息での十ヶ年賦返済となった。その内訳から、堀切家が文久二年(一八六二)金五百両、慶応三年(一八六七)金三百両をそれぞれ献納し、慶応三年末より板倉家の返済が滞ったことが分かる。本書は、幕末期に堀切家が板倉家を支えた実態と、国替により窮した板倉家を再び堀切家が助けた実態の両面を具体的に示している。

堀切家以外の富商・豪農等も、平時・有事に「御用金」等の名目で献納し藩財政を支え、特権や社会的地位を獲得し、板倉家との間に強い連帯意識を構築した。この関係は、「官軍」が相手と知る戦争中も、藩解体と国替の最中も続いた。地縁が消滅していく中でも、富商・豪農は国替費用のため献納し、これに対し板倉家は礼を尽くし、彼らに重原藩領での旧来特権の維持や昇進を認めた。地縁に端を発した連帯意識は、地縁を越えた関係性となって板倉家を支え、今に至っている。(小野孝太郎)

城下町会津若松市の 市制施行運動

いまから一二〇年前の明治三十二年(一八九九)四月一日、若松町は市制を施行し、県内最初の市(若松市、のち会津若松市)となった。同二十一年に制度が誕生した際、「町」に甘んじた住民にとって、十年越しの悲願達成であった。

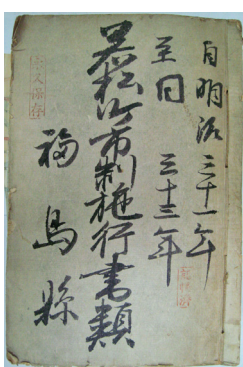
「若松町市制施行書類」と題された県庁文書によると、市制施行を目指す動きは、明治二十九年十二月より本格化する。まず町民・山内辰五郎ほか四二四名が、ついで町長・星野胤国が県庁に対して市制施行を求めたが、人口や経済力などを理由に却下されている。さらに、翌年九月

には、若松市制期成同盟会が市制施行再願意見書を作成して、県庁に市への昇格を要望したが、やはり「得策ニアラス」とされた。同様の意見は、町民の間にも存在し、たとえば旧会津藩士で明治政府でも活躍した秋月胤永(梯次郎)らは、市になれば「負担益々加ハリ、弥々困難之境遇ニ可立至」と反対をしている。

それでも、若松町がこの時期に市への昇格を望んだのは、明治三十年十月に福島県でも郡制の施行が予定されていたことと関係していた。若松町は北会津郡で圧倒的な人口を

誇ったが、郡制では各町村会と大地主が郡会議員を選出するため、郡行政に影響力を発揮できないことが予想されたからである。商工業が盛んな若松町と農業中心の他の村々とは利害が一致しないため、若松町が市制を施行して郡から独立しようとするのは自然のなりゆきであった。加えて、若松町特有の住民感情(いうなれば、城下町意識)が運動を強く後押しした節がある。前出の市制施行再願意見書では、旧会津藩では「町ニ町奉行ヲ置キテ、藩政ノ下ニ直隸セリ。而シテ、町奉行ナル者ハ実ニ郡奉行ノ上ニ位置シテ、以テ独立政治ヲ執行セリ」とし、若松町は「郡奉行然タル郡長ノ下ニ隸属シテ理治スベキノ町ナランヤ」と問いかけている。

その後、若松町では、「町奉行」にあたる町長に、それまでの商工業者に代わって、初めて士族(旧会津藩家老・海老名季昌)を迎え、念願の市制施行を実現した。住民は、市制施行に、城下町・若松の復活を託したのであった。(山田 英明)



若松町市制施行書類
(明治・大正期の福島
県庁文書 989)

新発見の白水阿弥陀堂の古写真について

昭和二十七年(一九五二)三月二十九日、いわき市内郷白水町の願成寺管理の「阿弥陀堂(白水阿弥陀堂)」一棟は、文化財保護法によって国宝に指定された。それを遡ること五十年前の明治三十五年(一九〇二)春にその文化財的価値を見抜き、広く世に紹介した人物が内務省技師の亀岡末吉であった。それが契機となって同年七月三十一日、古社寺保存法第四条により、「阿弥陀堂(白水阿弥陀堂)」は速やかに特別保護建造物に指定されるに至ったのである。

新たに見出した左の写真は、『古社寺保存金下附願書其他』(福島県神社庁文書一三七)というかつて明治期の福島県庁文書であった資料に収録されていたものである。この写真は、願成寺住職を兼務していた常福寺住職旭純榮や檀徒惣代大越清平



明治 31 年(1898) 頃の白水阿弥陀堂

など十人が連名で明治三十二年三月十五日付で提出した「古堂建築物并佛像保存金御下附願書」に添付されていたものである。これは、明治二十九年七月に官命により社寺宝物取調で調査にきた青山某氏がその価値を熱心に地元の人に説いたことによつて地元で保存運動が起き、古社寺保存法第一条により国へ保存金を申請することになったのである。

上の写真は、特別保護建造物に指定される三年前の明治三十二年三月以前に撮影されたもので、現在知られている白水阿弥陀堂の写真のなかで最も古く、大変資料的価値の高いものである。これは、今日よく知られている優美な白水阿弥陀堂の姿とは大きく懸け離れている。屋根は四注造の茅葺きで、頂部には宝珠・露盤は存在していない。また、四周の軒下には何本か支え棒をかませてあり、屋根を下支えしている。

この写真は、背景の山・建物右側の大きな樹木・右手前的小屋・前方の石灯籠などの存在から南側より撮影されたことが判明する。また、写っている草木の状態から、撮影された時期はおそらく明治三十一年の秋の早い頃であると推定される。この書類によれば、明治二年三月に小規模な修理を行って以降の三十年間は、経済的な問題により荒れ果てたままの状態であったという。(渡邊 智裕)

令和元年度行事予定

(令和元年十月～令和二年三月)

【展示公開】

只見線復旧応援「奥会津の古文書

―南会津町南郷地域を中心に―

伊南川沿い南会津町南郷地域の古文書の中から、村絵図や地誌、衣食住・生業・寺社・災害などに関する史料を展示し、山村の生活実態を見ていきます。

【会期】開催中～十一月四日(月)



出展資料のご紹介
〔会津郡大新田村・水根沢村絵図〕
(部分、酒井一家文書 344)

【新公開史料展】

『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十集に収録された、矢吹町ゆかりの「円谷善人家文書」と白河市ゆかりの「小針重郎家文書(その二)」を展示します。

【会期】十一月二十三日(土・祝)

～令和二年三月二十九日(日)

【休館日】十一月二十五日(月)、十二月二日(月)・十六日(月)・

福島県史料情報

第 55 号 令和元年 10 月 25 日

編集・発行

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195

URL <http://www.history.fcp.or.jp>

E-mail history@fcp.or.jp

【会場】県立図書館展示コーナー
【会期】開催中～十一月十日(日)

昨年開催した「奥会津の古文書―三島町・金山町・昭和村を中心に―」の一部を県立図書館で展示します。昭和村に関連する江戸時代の古文書や明治時代の行政文書から、当時の生業や信仰、戊辰戦争の様相を明らかにします。

歴史資料館移動展
只見線復旧応援「奥会津の古文書―昭和村を中心に―」

【解説会】十一月二十四日(日)、十二月十四日(土)、一月十三日(祝)、二月十五日(土)、三月十五日(日)。各回とも午後一時から五十分程。

【ページ等】ご案内します。

三十日(月)・三十一日(火)、一月一日(水)～三日(金)、三月九日(月)・十六日(月)※一月・二月の臨時休館については、後日ホームページ等でご案内します。